

6. ヒアリング調査結果 ～ヒアリング対象社協の概要～

本調査研究においておこなった市町社協を対象としたヒアリング結果を掲載する。

前章「市町村社協における虐待予防のための地域子育て支援の展開」で報告した活動（事業）事例に関するヒアリング結果については割愛している。

- (1) 東京都 荒川区社会福祉協議会
- (2) 大阪府 池田市社会福祉協議会
- (3) 長野県 池田町社会福祉協議会

(1) 東京都 荒川区社会福祉協議会

■東京都荒川区の概要

項目	ヒアリング結果
所在地	<ul style="list-style-type: none"> • 東京都荒川区
区の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 東京都の北東部に位置し、台東・文京・北・足立・墨田の各区に隣接。荒川区は東西に長く、その大部分は起伏がなく平坦な地域。面積は狭く(10.2km²)、人口密度が高い。 • 自転車で40分程度で区内の移動が可能。区内をバリアフリーの都電が走り都心に出ることも容易。 • 人口 202,538 人、94,400 世帯、世帯平均 2.17 人。 • 65 歳以上人口 42,771 人(21.1%)、14 歳以下人口 20,886 人(10.3%)。 • 再開発により子育て世代が増加しつつある。年間出生数は約 2,300 人(H20)。 • 町会・自治会 118 か所、商店会 50 か所、まだ下町の雰囲気があり、他地区に比べ住民との関係は強い。
行政の子育て支援に関する方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 17 年度に次世代育成支援行動計画(前期)を策定、現在見直中。 • 基本理念「区民が楽しく子育てができ、未来の宝である子どもたちが生き生きとたくましく心豊かに成長できる地域社会の実現」。 • 子育て支援に関する推進体制の強化を図るため、平成 18 年に「子育て支援部」を創設、さらに区長を本部長とする「少子化対策本部」を設置。 • 後期計画策定のために、小学校 3 年生までの子どもがいる 2,600 名を対象に調査を実施。次世代育成支援行動計画策定委員会の設置。関係機関、団体等に聞き取り調査を実施。 • 毎年日経 BP 社等で行われる全国自治体ランキングでは、行政サービス部門でトップクラスにランクイン。平成 20 年度は情報化分野や教育分野で全国 1 位、子育て環境分野では全国 2 位。全体的に子育て支援施策が充実している。 • 「あらかわ 児童虐待防止 関係機関連携・対応マニュアル」を作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区内の関係機関の役割を「予防のための役割」「早期発見のための役割」「虐

	待対応のための役割」に分けてマニュアル化している。
子育て支援に関する社会資源	<p>※ 面積が狭いので歩いて行けるところに施設・社会資源がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 認可保育所:公立 20 か所、民営 7 か所 • 認証保育所:10 か所、こども園 1 か所 • 児童館:ひろば館 7 か所、ふれあい館 6 か所 • 児童家庭支援センター • 障害児施設 • 障害児タイムケア 2 か所、レスパイトケア 1 か所 • 保健所 • 幼稚園:公立 8 か所、私立 7 か所 • 小学校:公立 23 カ所、 • 中学校:公立 10 か所、私立 3 か所 • 母子生活支援施設 1 か所(20 世帯 50 人) • 子育て交流サロン 9 か所 (おもちゃ図書館、みんなの実家含む) • あらかわベビーステーション 31 か所 • 学童クラブ 24 か所、放課後子どもプランにこにこスクール 3 か所 • 24 時間キッズコール(365 日受けの電話相談) • 首都大学東京(福祉・保健関連学部含む) • 子育て支援に関する情報誌「あらかわ区報 き・つ・ず」を 15000 部発行(年数回) • Web 上で「あらかわ子育て応援サイト」を開設。

■東京都荒川区の要保護児童対策地域協議会の概要

項目		ヒアリング結果
設置年		• 2007 年 3 月
調整機関(事務局)		• 子ども家庭支援センター(行政)
調整機関の担当職員		• 正規職員 4 名、正規以外 2 名(専任 3 名)
構成メンバー	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> • 区内の関係機関を網羅・会長・局長クラス • 荒川区子育て支援部長、保育課長、福祉部保護課長、教育委員会事務局学務課長、事務局指導室長、小学校長会代表、中学校長会代表、幼稚園長会代表、公立保育園長会代表、北児童相談所所長、荒川・尾久・南千住警察署生活安全課各課長・荒川区医師会、社会福祉協議会事務局長、私立幼稚園等協会、私立保育園園長会、認証保育所連絡会、民生委員児童委員協議会代表、人権擁護委員代表
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> • 係長クラス・実務担当者 • 代表者会議参加組織の係長、実務担当者、主任児童委員、母子生活支援施設、宿泊所、病院、児童養護施設 等 • 社協からはファミリーサポート担当者が参画。

	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ケースに応じ、ケースに中心的に関わる者 学校・保育園、保健所、心身障害者センター、家庭支援センター、保護課・児童相談所 等
具体的な活動内容	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回開催 協議会の趣旨の確認と現況報告と実務者会議への職員の派遣の依頼。
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 年に2回開催。 事例検討、研修、実務者マニュアルの作成検討。
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度49回実施。 ケースに応じて関係機関が集まり実施。学校・保育園、保健所、心身障害者センター、家庭支援センター、保護課・児童相談所などそれぞれの機関の役割などの理解が深まった。 検討内容をどう深めていくかが課題。
課題と今後	代表者会議	<ul style="list-style-type: none">
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 関係者が多数集まるので、課題別にわけて実施するなど、会議の持ち方についての検討中。内容が深まらない点もあるため。
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 病院、学校等からあがるケースの場合、家庭支援センターがコーディネートすることができず、今後は、調整機関としての役割をもつ家庭支援センターがコーディネートできるようにしていきたいと考えている。
他の組織との連携	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回保健所が実施している新生児全戸訪問についてのケースカンファレンス会議に家庭支援センターが参加。早期発見対応の場となっている。心配なケースには区のヘルパー派遣などを実施。 現在、虐待ケースは小中学生が多いため、学期ごとに、各学校に家庭支援センターが訪問し、ケースの状況の把握と学校と顔の見える関係づくりをしている。 	
社協の関わり	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議：局長参加 実務者会議：ファミリーサポート事業担当者 ケース会議：ケースに応じて関係者が参加 社協は一団体として参加している。中心的な役割を担っているわけではない。また、中心的な役割を担うことは難しい。 	

■荒川区社協の概要

項目	ヒアリング結果
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業型社協であり、指定管理をする障害者施設が5施設、高齢者施設3か所。生活安定事業、障害者就労支援などをはじめとする区受託事業も多い。 町会・自治会、民協、商店街、NPO・ボランティア、企業、地域包括支援センターとネットワークをつくりふれあい絆活サロンを運営しており、サロンを拠点にした小地域福祉活動への展開している。

<p>会員について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 4,160 世帯(加入率 4 %)、別にボランティア登録数も 4%程度。 • 会費:正会員 1000 円 • ワンコイン会員 500 円(地域の子育て支援のために活用) 		
<p>組織・職員の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局(施設課と管理課) • 管理課(高齢者関係等他業務も担当) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 在宅福祉係(ファミリーサポート担当・非常勤 3 人) ➢ 事業係(ボランティアセンター事業、子育てサロン、いきいきサロン、ネットワーク事業を実施。常勤 3 人、非常任 4 人、子育て交流サロン非常勤 2 人。)※すべての地域福祉担当である。 • 職員総数 165 人(正規 60 人、非正規常勤 8 人、非正規非常勤 97 人)。多くを施設職員が占める。 		
<p>社協の子育て支援の方針・役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 社協は、ボランティアという切り口として保育所や学校等と連携。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ サマーボランティアスクール(保育所へ小学生以上のボランティアを受入れ) ➢ 世代間交流事業(一人暮らし高齢者に絵手紙作成、園児・小学生が年 2 回、絵手紙や年賀状を届ける) • おもちゃ図書館(子育て交流サロン)を拠点に、地域の様々な世代や立場のボランティアの参加を得、地域ぐるみの子育て支援の場となるように展開。また、出前型おもちゃ図書館も展開。 • ファミリーサポート事業とおもちゃ図書館事業が連携しながら展開。 • ワンコインサポーター会員を設置し、若い世代への社協への関心を促す機会を得るとともに、その会費は子育て支援事業に利用。 • 子育て支援ボランティア・NPOとのネットワークを活かした地域づくりを展開するために「子育て支援ネットワーク」を家庭支援センターと協働運営。 <p>(虐待防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要保護児童対策地域協議会との関係は、事務局長、ファミリーサポート担当者が委員参加を通じ、地域活動等の実態等、社協が持っている情報を発信する。 • 孤立した人たちをなくために居場所づくりをする。 • 小地域での顔と顔が見える関係づくりをする。 • 子育て支援ボランティア、NPO をネットワーク化することで、行政機関との連携を充実していく。 • 子育て支援活動を通じて、家庭支援センター(要保護事業対策地域協議会)と連携する。(ニーズの発見・通告・連携) <ul style="list-style-type: none"> ➢ おもちゃ図書館子育て交流サロンでは、気になる親子が利用した時には、子ども家庭支援センターに連絡してサポート。 ➢ 毎月1回、行政の臨床心理士の出張育児相談。 		
<p>社協の子育て</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">直接的な支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> • つどい広場事業 • ファミリー・サポート・センター事業(区の委託で社協が実施。利用会員 799 人、協力会員 210 人) </td> </tr> </table>	直接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> • つどい広場事業 • ファミリー・サポート・センター事業(区の委託で社協が実施。利用会員 799 人、協力会員 210 人)
直接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> • つどい広場事業 • ファミリー・サポート・センター事業(区の委託で社協が実施。利用会員 799 人、協力会員 210 人) 		

支 援 事 業		<ul style="list-style-type: none"> おもちゃ図書館(交流サロン:拠点施設となっている) みんなの実家@まちや 民生委員・児童委員と一緒に子育て交流「夢民」(みんな実家で実施) 一人親家庭親子ふれあいレクリエーション
	間接的な 支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ボランティア養成講座
	その他の 支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワーク事業 福祉お仲間さん養成事業 等
	重視して いる活動	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者への相談支援。一時保護の家庭で行政サービスが受けられない人に対し、通院・家庭裁判所等、おもちゃ図書館ボランティアによる保育サポートを実施 福祉お仲間さんによる敷居の低い相談相手と情報提供。 福祉協力店ネットワークによる子育て支援情報提供。

■参考「あらかわ 児童虐待防止 関係機関連携・対応マニュアル」から

	子育て交流サロン(おもちゃ図書館)	ファミリー・サポート・センター
予防のための 役割	<ul style="list-style-type: none"> 来所する親子の交流を図り、お母さん同士でのグループ作りを促すなど、孤立化を防ぎます。また、子どもを遊ばせながら、育児不安や親のストレス、子どもの特徴などを認め、具体的な子どもとの関わり方を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 来社し説明(面接)をする時点で、問題点を見出したとき、関係機関の保育園、学童保育クラブ、子ども家庭支援センター、保健所、区役所などに問い合わせ、お互いのもつ情報提供をしたり、アドバイスを頂いたりして対処します。
早期に発見す るための役割	<ul style="list-style-type: none"> 子育て交流サロンで遊ぶ親子の様子や言動などから、育児不安やストレスの状態をキャッチします。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの事業を通じて、職員・ボランティア会員等地域の中の身近な協力者として信頼関係が築けるよう努力します。 子どもや保護者に気になる兆候がみられたら、必要に応じて関係機関と連携をとり対処します。
虐待対応・援 助のための役 割	<ul style="list-style-type: none"> 気になる親子がいたら、声かけを行い、困ったことはないか相談できることを伝えます。問題によっては、関係機関に連絡、支援フォローを依頼します。 いつでも親子で遊びに来ることができる場として暖かく受け入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> 修正できるような道筋をたてたり、相談をしながら取り組みを変えたり、アドバイスをしていきます。

(2) 大阪府 池田市社協福祉協議会

■大阪府池田市の概要

項目	ヒアリング結果
所在地	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府池田市
市の概要	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の北西部に位置し、兵庫県に隣接、面積 22.09 km²。 阪急宝塚線沿線の住宅街として発展。大阪梅田に電車で 20 分、交通の便がよい。 104,117 人、46,122 世帯 65 歳以上人口 22,143 人(21.3%)、14 歳以下人口 13,206 人(12.7%) 出生数は 1980 年以降減少傾向にあり、少子高齢化に拍車をかけている。 平成 20 年の年間出生数 954 人、合計特殊出生率 1.25。 出生率が現在よりも低い 1.13 のときもあり、行政が危機感をもって少子化対策に取り組んできた。その結果若干上向いてきた。 サラリーマンが多く、共働き世帯も多いため、保育サービスの充実が望まれており、特に、病時保育と小学生の放課後の預かりサービスについての要望は高い。 母親が就労せず在宅で養育している場合は、孤立感を抱いている人が少なくなく、親同士の交流の場が求められている。 人口 10 万の市ではあるが、地域において課題を持っている人が比較的把握しやすい地域である。(後述の地区福祉委員会等の地域福祉活動が前提) ただし、自治会加入率 40% 台。自治会がない地域もある。その結果、住民は、地域のつながりよりも、サービス利用を通じて生活を構築することが求められる、という一面もある。
行政の子育て支援に関する方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> 「新・いけだ子ども未来夢プラン」は、深刻な池田市の少子化に対し国の「次世代育成支援対策推進法」の考え方を踏まえ、総合的・計画的に子育て支援および少子化対策を一層推進するための 5 年計画として平成 17 年に策定。 『子育てを喜び、子どもの健やかな成長を支えるまち、いけだ』の理念のもと、以下の基本目標に掲げている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 子育て・親育ちを応援する環境づくり ② 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり ③ ゆとりのある家庭生活を実現する就労環境づくり ④ 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり ⑤ 子どもの人権を守る環境づくり さらに計画を実効性のあるものにするため重点推進施策を定め、市民・事業者・関係機関団体と行政がパートナーシップのもとに推進している。 <p>【重点推進施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども条例」の制定 ・「教育のまち池田」特区推進事業による特色ある学校づくり ・幼児交流の推進 ・幼稚園の整備 ・不登校児童・生徒の自立への支援 ・子どもの安全・安心を守るまちの推進 ・障害児を養育する保護者を対象とした相談窓口の整備 ・地域子育て支援センター事業の充実 ・つどいの広場事業の整備 ・保育ステーションの整備 ・家庭児童相談の拠点整備 ・児童

	虐待防止と育児に孤立しがちな保護者に対する対策
子育て支援に関する社会資源	<ul style="list-style-type: none"> • 認可保育所: 公立 5 か所、民営 8 か所(うち公設民営 4 か所) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 小学校区に 1 か所以上、保育所待機児童がゼロ。池田市の保育所を求めて転入してくる人も多い。 • 地域子育て支援センター: 3 か所 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域での活動を積極的に推進しており、社協、地区福祉委員会との協働する機会も多い。 • 児童館 1 か所 • 知的障害児通園施設 1 か所 • 保健所 1 か所 • 児童相談所 1 か所(名称:「大阪府池田子ども家庭センター」) • 幼稚園: 公立 4 か所、私立 8 か所 • 小学校 12 か所 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 小学校区 11、地域福祉活動展開の基礎的なエリア • 中学校 6 か所 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中学校区 5、地域子育て支援推進会議のエリア • こども園 1 か所 • 市内に NPO あり。(こども人形劇場、児童文化センターの指定管理受託、プレイパークなど)。

■大阪府池田市の要保護児童対策地域協議会の概要

項目		ヒアリング結果
設置年		<ul style="list-style-type: none"> • 2006 年 4 月
調整機関(事務局)		<ul style="list-style-type: none"> • 池田市子育て保険部子育て支援課(事務局) • 児童家庭相談員 2 人と管理職が虐待対応相談員
調整機関の担当職員		<ul style="list-style-type: none"> • 正規職員 3 名(専任 2 名、兼任 1 名)
構成メンバー	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> • 大阪府池田子ども家庭センター、大阪府池田保健所、大阪府立豊中支援学校、大阪府立箕面支援学校、池田警察署、市立池田病院、池田市人権擁護委員会、池田市保健福祉部、池田市消防本部、池田市教育委員会教育部、池田市医師会、民生委員児童委員協議会、池田市私立幼稚園連盟、池田市民間保育園代表、池田市社会福祉協議会、池田市子育て・保険部
	実務者会議	<p>【虐待関係部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大阪府池田子ども家庭センター(虐待対応課)、大阪府池田保健所、池田市保健福祉部(健康増進課)、池田市教育委員会教育部(青少年センター)、民生委員児童委員協議会(主任児童委員代表)、池田市子育て・保険部(保育課・なかよしこども園・市立保育所代表・子育て支援課) <p>【障がい児関係部会】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 大阪府池田子ども家庭センター(地域相談課)、大阪府池田保健所、大阪府立豊中支援学校、大阪府立箕面支援学校、池田市保健福祉部(健康増進課・障害福祉課)、池田市教育委員会教育部(人権教育課・教育研究所・小学校支援担当代表・幼稚園代表)、池田市子育て・保険部(保育課・やまばと学園・なかよしこども園・保育所代表・子育て支援課)
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ケースを直接支援しているメンバー(ケースにより異なる) 固定されたメンバーだけでなく、直接要保護ケースに関わるあらゆる関係者が一堂に会することができる。
具体的な活動内容	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 年1回開催 市内の児童に関わる現状についての把握、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討、関係機関の連携強化等
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 各部会とも年3回開催 【虐待関係部会】:要保護児童に関する定期的な情報交換とケースの点検 【障がい児関係部会】:各機関でフォロー中の子どもの情報交換と進路等についての検討
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて随時開催(平成20年度33回開催) 現状の確認と今後の支援等を検討。 ケース検討会議全体に守秘義務が課せられているので、インフォーマルな支援関係者(住民など)も参画することが可能になり、社協にとっても非常に意義のある会議。
課題と今後	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 児童の福祉に関する機関団体を網羅し、市内の現状を把握し、要保護児童の問題に取り組む基盤となる会議であり、意義のあるもの。 年1回の開催であるので、各関係機関団体の現状報告と情報交換に終始し、システム全体の検討まで至っていないのが現状。
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 部会に分かれて要保護事例やフォローケースについて情報交換や検討を行っており、市内の要保護児童(虐待)対応の中心としての役割を果たしている。 社協の役割は、虐待予防に比重が大きいため構成メンバーではないが、具体的支援を行っているケースも存在するので、今後は実務者会議への参画を働きかけていく。
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none">
社協の関わり		<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議:参加している。代表者会議に入っていることにより、社協が子育て支援に関わっていることを示す意味・意義は大きい。そのことによって、個別援助における社会資源として認知される機会となる。 実務者会議:参加なし。今後、参画する必要があるとも思っているが、今のところ情報の共有などの面で大きな支障がない。年3回の開催では報告会で終わってしまう。 ケース会議:CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)等社協関係者は、必

	<p>要に応じケース検討会議に参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全体的としては、社協は、委員参加を通じ、社協の子育て支援事業から見てきた課題等について情報提供し、また、広く地域住民を巻き込んだ虐待予防の取り組みについて連携・協力するという方針。
--	---

■大阪府池田市社協の概要

項目	ヒアリング結果	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • 「だれもが安心して暮らせるまちづくりのために」を合言葉に活動を展開している。 • 小学校単位の住民組織である「地区福祉委員会」の活動を核に、小地域ネットワーク活動（見守り・声かけ活動とサロン活動）、ボランティア活動支援やボランティアセンター運営、住民参加型在宅福祉サービスを展開し、住民主体と住民参加による地域福祉活動を展開してきた。 • 平成 20 年 10 月には「いけださわやか公社(福祉公社)と合併。これまでの地域福祉推進部門の事業に、在宅福祉部門の介護保険事業や委託事業が加わり、2本柱を中心に「子育て世帯から高齢者・障がい者の世帯まで、幅広い市民ニーズ対応した事業展開」をすすめている。 <p>(場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 社協は「池田市保健福祉総合センター」1 階にあり、2 階には子育て支援関係の相談窓口、3 階には保健関係担当部署等がある。 	
会員について	<ul style="list-style-type: none"> • 10,717 世帯（加入率 23.2 %） • 会費 500 円（一般会員）。 	
組織・職員の状況	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■総務担当 • 法人運営全般、法人の経理、法人の庶務、共同募金事務局、バザー等 ■喫茶パーラー • 市役所店・病院店の運営
	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉推進担当 • 地区福祉委員会支援、小地域ネットワーク活動支援、ボランティア活動支援、ボランティアセンター、福祉教育、子育て支援、ファミリー・サポート・センター、有償協力員事業「にじの会」、CSW配置事業 等 ■福祉サービス利用支援担当 • 日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業
	在宅福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センター ■福祉サービス担当 • 給食宅配事業、愛の一声訪問事業、紙おむつ給付事業、重度障がい者移動入浴事業、手話通訳者派遣事業、訪問リハ事業 ■訪問介護・居宅介護事業所（高齢者・障がい者） ■居宅介護支援事業所
	<ul style="list-style-type: none"> • 職員総数 108 人(正規 22 人、非正規常勤 14 人、非正規非常勤 72 人) 	

		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援は地域福祉課が担当
社協の子育て支援の方針・役割		<ul style="list-style-type: none"> 池田市の子育て支援については、行政が公的サービスや専門職によるサービスを充実させる役割を担っている。 それに対し社協は、子育て中の世帯が、地域から孤立することのないよう、また、子育てに不安を抱きがちな親を地域ぐるみで支援していけるような、住民の主体的な取り組みや住民参加による子育て支援プログラムの開発・運営を担っていくべきであると考えている。 住民主体・住民参加による子育て支援、地域ぐるみ・住民同士が助け合っていく子育て支援、その中での社協の役割があり、行政からの期待もその点にある。 具体的には、小学校区単位の地区福祉委員会で実施している、「小地域ネットワーク活動」や「子育てサロン」「障害児(者)との交流事業」などを通じて、ニーズの発見・通報・予防的な役割を担っている。 社協全体の活動に占める子育て支援のウエイトは、6～8%程度。(予算ベース) <p>(虐待防止について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区福祉委員会の活動を通じて虐待防止に努めるとともに、また、地域から孤立気味で子育てに対する具体的な支援が必要な「虐待予備群」とも考えられる世帯に対しては、「ファミリーサポートセンター」や「住民参加型在宅福祉サービス」でニーズに応じた支援を行い、虐待予防に努めている。 最近、社協に寄せられる相談で多いのが、母親が精神的に不安定になっていて、子育てに支障が出ているというケース。原因は様々であるが、マタニティブルーが長引いている、子どもに障害がある、検診で子どもの心身の発達の遅れを指摘された、夫婦関係の不和、経済的困窮、ひとり親家庭、自身が軽度の知的障害などがあげられる。このようなケースは、虐待予備群とも考えられるので、虐待にまでならないように、関係機関・団体と地域とで見守らなければならないと考えている。
社協の子育て支援事業	直接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロン ファミリー・サポート・センター事業 子育て支援情報の提供 見守り等が必要な家庭の支援
	間接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> (子育て支援に関する)住民への啓発事業の実施 (子育て支援)ボランティアの支援 保育・子育ての体験活動
	その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> 有償協力員派遣事業(にじの会)
	重視している活動	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ発見と孤立予防としては「子育てサロン」、課題解決の具体的なツールとして重要なのは「ファミリー・サポート・センター」と「にじの会」と位置づけている。 全般的に、住民主体・住民参加で取り組んでいるところがこだわりのポイントである。

(3) 長野県 池田町社会福祉協議会

■長野県池田町の概要

項目	ヒアリング結果
所在地	<ul style="list-style-type: none"> 長野県池田町
町の概要	<ul style="list-style-type: none"> 長野県北安曇郡の南部に位置し、大町市、安曇野市等に隣接。標高 604m、東西 6.2 km、南北 12.8 km、面積 40.2km² の自然豊かな町。町内に山間地帯もあるが人口の大部分が平坦地域に集中。 人口 10,630 人、3721 世帯、世帯人員 3.0 人。人口は若干減少傾向だが世帯数は退職後の転入者がいるため若干増加傾向。 65 歳以上人口 2,946 人(27.7%)、14 歳以下人口 1,307 人(12.6%)。 出生数は、55 人(H20)、68 人(H19)、60 人(H18)。合計特殊出生率 1.28(H14)。 要支援児童数 3 件、要保護児童数 7 件。 祖父母世帯と敷地内同居している子育て世帯が多い。 母親の就労は 50%が臨時・パート・派遣。 町外から嫁いでくる方も多く、結婚後や妊娠時に仕事やめるが(通勤できない)、出産後の早期就労者も多い。
行政の子育て支援に関する方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭を対象としたニーズ調査を実施し次世代育成支援市町村行動計画を策定。 池田町の子育て支援重点施策を基に、実施、計画、評価のPDCAサイクルで推進。特に「食と健康づくり」「療育支援」「児童虐待予防」を推進。 保健センターを中心に、こども支援センター、社協と密接な連携をし、虐待防止、子育て支援を展開している。
子育て支援に関する社会資源	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 3 か所(公立) こども支援センター1 か所 児童館 2 か所 小学校 2 か所 中学校 1 か所 高校 1 か所 養護学校 1 か所 <p>※ 児童相談所は松本市にあり広範囲を管轄。</p>

■長野県池田町の要保護児童対策地域協議会の概要

項目	ヒアリング結果
設置年	<ul style="list-style-type: none"> 2005 年 4 月(「子育て支援ネットワーク連絡協議会」が兼ねる)
調整機関(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 池田町こども支援センター
調整機関の担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり・子ども支援係長、こども支援センター長、子ども支援員、専門相談員。

		<ul style="list-style-type: none"> 正規 1 名(保健師)、非正規 4 名(保育士 2、パート相談員 2)。専任 4 名
構成メンバー	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 池田町の子どもに関係する全ての機関・団体で構成。 児童相談所、福祉事務所、総合病院、警察署、人権擁護委員、民生児童委員、小学校、中学校、高校、養護学校、福祉施設、障害者総合支援センター、社会福祉協議会(事務局長、総務企画係長)、教育委員会、町づくり推進室、保育園、福祉課、町長(協議会会長)
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議(4~18 歳対象) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉課、教育委員会、児童相談所 健康プログラム会議(0~3 歳対象) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健センター(保健師 4、看護師 1、栄養士 1) ➢ こども支援センター(保健師 1、保育士 2、カウンセラー 1) ➢ 社協(総務企画係長 1、ボランティアコーディネーター 1、助産師 2) ➢ 教育委員会(学校教育指導員 1) ➢ 児童相談所(社会福祉司 1)
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> こども支援センターが必要に応じ関係者を招集。
具体的な活動内容	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 年 2 回。 要保護児童の支援システムに関するシステム全体の検討。 実務者会議からの活動状況の報告と評価。
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議(4~18 歳対象) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ケースの進行管理、台帳作成 ➢ 定期的に状況確認、主担当機関の確認 ➢ 援助方針の見直し、活動方針の策定 等 健康プログラム会議(0~3 歳対象) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 月 1 回開催。14・15 ケースを扱う。 ➢ 健康プログラム台帳に基づき支援計画の見直し等カンファレンスを実施。 ➢ 要保護(支援)が必要と判断された時は速やかな対応と早期支援に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生児と親の状況確認 ・ 親(母)が必要としていることへの対応策と具体的な支援 ・ 支援の継続か終了を決定し、継続的支援家庭の状況確認と支援計画の見直し 等
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 随時開催、内容はケースによる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険度や緊急度の確認 ➢ 状況の把握、情報の共有 ➢ 援助方針、役割分担・認識の共有 ➢ 主担当機関とキーパーソンの決定 ➢ 支援計画の検討 等

課題と今後	代表者会議	<ul style="list-style-type: none"> 池田町全体の考え方や情報交換が主となっている。
	実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> 会議自体少ない状況である。頻繁に集まって検討する必要がある。
	ケース検討会議	<ul style="list-style-type: none"> なかなか解決に至らないケースが多い。
他の組織との連携 効果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 今まで学校長などが代わるとネットワークに変化が出ていたが、代表者会議で池田町の子育てシステムを伝え、理解してもらうのでネットワークとして動きやすくなった。 	
ネットワークによるチーム支援	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケース検討会議で話し合われた方向性を基に、各関係機関・職種が役割分担をし、子どもと親に対して適切な支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ チーム支援会議(支援チーム) ➤ 在宅支援(モニタリング・相談支援) ➤ 親子再統合 ➤ 社会的自立のための支援 	
社協の関わり	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議へは、事務局長と総務企画係長が参加。 実務者会議へは、総務企画係長、助産師、ボランティアコーディネーターが参加。 要保護のケースの場合、社協が前面にでることは少ない。社協は、あくまで予防事業が主であるため、連絡(通報)、報告が多い。 住民の参加がないため、社協が広く住民につなげていくことが必要である。 	

■長野県池田町社協の概要

項目	ヒアリング結果
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業を中心としながら、「その人らしく地域で暮らし続けていけること」を理念にして、地域ケアを中心としながら地域福祉を推進。 地区社協はなく自治会を中心をお願いしている。 合併しなかったため補助金・委託金が少なく介護保険事業(収入)が重要。 行政と一体的に事業展開しており、行政(福祉課)による社協の評価は高い。
会員について	<ul style="list-style-type: none"> 2,971 世帯(加入率 79.1%) ※ほとんどの世帯が会員。
組織・職員の状況	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[局長] --- B[総務企画係長] A --- C[施設係長] A --- D[在宅係長] B --- E[地域福祉係・総務係・介護支援] C --- F[デイ1・デイ2・デイ3・訪問看護・訪問入浴] D --- G[北訪問介護・南訪問介護] </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> 総数 74 人。正規 34 人、非正規非常勤 40 人。 総務企画係が子育て支援を担当。

		<ul style="list-style-type: none"> 総務企画係:職員3人(福祉活動専門員1人、ボランティアコーディネーター1人、ファミリー・サポート担当1人)、 助産師(非常勤)3人
社協の子育て支援の方針・役割		<ul style="list-style-type: none"> 今まで行政(保健センター、障害福祉係、保育係)や社協が縦割りの子育て支援をしていた。子育て中の親に分かりやすく、妊娠から出産、子育てを連続的・継続的に進める体制が整ってきた。そのチームの一員として役割を社協が担っている。 その中で社協が推進する子育て支援は、家庭訪問と孤立化を防ぐための地域とのつなげ役や障害児の支援が中心である。 また、ファミリー・サポート・センター事業やようこそ赤ちゃんプレゼント事業など地域を巻き込みながらの社協事業は、虐待予防として期待されている。
社協の子育て支援事業	直接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 育児支援家庭訪問事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育て相談 子育て支援情報の提供 見守り等が必要な家庭の支援
	間接的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 1歳未満の子を持つ親への子育て講座(母親向けと父親向け)
	その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> ようこそ赤ちゃんプレゼント事業
	重視している活動	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃんが生まれた家庭すべてに定期的(週1回程度)な家庭訪問を実施し、育児支援を実施している。 出生後は助産師の専門性が必要な期間であると認識し、訪問事業のために助産師を採用。 リスク家庭は、町、児童相談所と連携を図り、支援を強化している。 訪問活動を子育て支援の核と位置づけている。